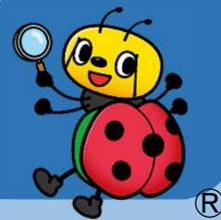


都道府県・市町村・国立大学法人の皆様！

登録検査機関になりませんか

～職員のスキル・設備を活かして～



植物防疫所公式キャラクター「ぴーきゅん」[®]

令和5年4月1日から農林水産大臣の登録を受けた者（登録検査機関）が輸出植物や物品（中古農業機械、赤玉土など）の検査の一部を行うことができるようになりました。

- ① 登録検査機関になれば、これまで植物防疫官の検査に立ち会っていた職員が検査をすることが可能。
- ② 登録手続は登録免許税など費用なしでオンラインで行える。
- ③ 職員が専門知識を活かして検査員になれる。

目視検査

リンゴ、モモ、ナシなど

精密検査

種苗のウイルス検定

栽培地検査

畑などの栽培地での検査

消毒検査

木材や種子の消毒立会



これら4つの検査を行うことができます。

登録手続はこちら ▶



問い合わせ先： 農林水産省 横浜植物防疫所輸出検疫担当

TEL：045-211-7155

2023年5月更新